# 政務活動費検討会最終報告書

政務活動費検討会 (平成25年9月18日議長決定)

## 1 検討会の委員と運営

平成25年2月13日開催の各派幹事長会にて設置が決定された政務活動費検討会について、全会派から各1名、計7名の委員により組織した。

平成25年4月15日開催の第1回検討会にて、進め方についての申し合わせ及び会長、副会長の互選を行った。

別紙1、2のとおり

## 2 開催状況

平成25年4月15日~平成25年9月6日 計8回開催 別紙3のとおり

# 3 検討課題の設定と会議の進め方

条例の新設項目や拡充項目に関する課題及び各会派から持ち寄った課題を検 討課題とした。会議の進め方については前回の平成20年検討会を参考にし会議を 進行した。

# 4 本報告に基づく運用の実施時期について

本報告による政務活動費の運用は、平成25年度政務活動費第3四半期分(平成25年10~12月)から適用することが適当である。

## 5 検討事項及び検討結果

- (1) 新設項目
- ① 広聴費について
  - ・ 支出できる費目として「資料印刷費、会議費、茶菓子代、文書通信費、交通費等」とする。
  - 支出できないものとして「飲食にかかる経費」とする。
  - ・ 計上例として「アンケート調査回収経費」「相談会の会場費」「法律相談会に おける弁護士費用等」を列挙した。また、弁護士費用については、2時間2万 円を上限とする。その他有資格者による専門家については2時間1万5千円 を上限とする。
- ② 要請・陳情活動費について
  - ・ 支出できる費目として「資料印刷費、文書通信費、交通費等」とする。
  - 支出できないものとして「飲食にかかる経費、土産購入費」とする。

## (2)拡充項目

- ① 会議費について
  - ・ 支出できる費目として「出席者負担金・会費、交通費、宿泊費」を追加する。
  - ・ 支出できないものとして「(1)総会、懇談会、忘年会、新年会等で飲食を主たる目的とした会合の参加に要する経費(2)党大会、党のパーティ及び後援会のパーティの参加に要する経費(3)日帰りの各種会議等で飲食にか

かる経費が3千円を超える会合の参加に要する経費」を追加する。

## (3)その他の課題

- ① 携帯電話について
  - ・ 一ヶ月に議員本人が使用する1台分の携帯電話の「基本料、通話料、通 信料、モバイルデータ通信」を合わせた額から1/2を按分した額を支出 できる。

※ただし、上限は5千円、領収書及び内訳書を添付する。

- ② 電報、ポイントカード、名刺、預金利子について
  - 現状を維持することとする。ただし、名刺、預金利子については今後の課題とする。

# 6 今後の検討会について

手引き改正にあたり、様々な議論を重ねてきた。しかし、課題として残したもの、新しい課題への対応等のために、このような検討会を定期的に開催することを意見として申し添える。

#### 別紙1

# 〈政務活動費検討会 委員〉

## 会 長

# 中村 しんいち

新宿区議会公明党

#### 副会長

第1回から第3回まで

## おぐら 利彦

自由民主党新宿区議会議員団 第4回から第8回まで

## 佐原 たけし

自由民主党新宿区議会議員団

## 近藤 なつ子

平間 しのぶ

日本共産党新宿区議会議員団

民主・無所属クラブ

根本 二郎

区民主権の会

かわの 達男

社会新宿区議会議員団

なす 雅之

新宿区議会花マルクラブ

# 政務活動費検討会開催実績 別紙3

以1777日 到 其 15 时 五 所 唯 大 慎		
開催回	開催日	主 な 内 容
第1回	平成25年	会長・副会長の選出、進め方につい
	4月15日	て、日程調整
第2回		検討順位を決定
	4月26日	検討(広聴費について 他)
第3回	5月15日	検討(広聴費に係る弁護士費用)(要
	5万15日	請・陳情活動費の支出できない例)
第4回	5月30日	検討(携帯電話について)(会議に係
	9)190 H	る参加費について議論)
第5回		検討(名刺代、研修費について)(携
	6月27日	帯電話、会議費について議論)
		検討(携帯電話について議論、会議
第6回	7月26日	費について結論)(預金利子、電報
		代、ポイントカードについて議論)
第7回	7月31日	検討(携帯電話について結論、手引
	1,7101 H	き改正、報告書について)
第8回	9月6日	手引き、報告書(案)を確認

## 別紙2

## 政務活動費検討会の進め方について (申し合わせ) 平成25年4月15日

## (設置)

1 各派幹事長会の下に、新宿区政務活動費の交付 に関する条例及び施行規則等(以下「条例等」とい う。)による政務活動費のあり方及び運用について、 より一層の適正化を図ることを目的として、政務活動 費検討会(以下「検討会」という。)を設置する。

#### (所掌事項)

- 2 検討会の所掌事項は、次のとおりとする。
  - (1) 政務活動費のあり方及び運用について検討し、その結果を各派幹事長会に報告すること。
  - (2) その他各派幹事長が必要と認める事項

#### (構成)

- 3 検討会の委員は、次に掲げる者で構成する。
  - (1) 各会派が選任する議員

7人

### (委員の任期)

4 委員の任期は、各派幹事長会への検討結果の最終報告の日までとする。

### (会長及び副会長)

- 5 検討会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
  - (1) 会長は、検討会を代表し、会務を統括する。
  - (2) 検討会に副会長1名を置き、会長が指名する委員をもって充てる。
  - (3) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき はその職務を代理する。

## (会議)

- 6 検討会は、会長が招集する。
  - (1) 各派幹事長会は、会長に検討会の開催を求めることができる。
  - (2) 会長は、委員以外の出席を求め、意見を聴くことができる。
  - (3) 各派幹事長会への報告は、必要に応じ、中間報告を行うことができる。

#### (解散

7 検討会は、各派幹事長会へ検討結果の最終報告 をした日をもって解散する。

#### (帝終

8 検討会の庶務は、議会事務局において処理する。

#### (委任

9 ここに定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、検討会がこれを定める。